

平成15年度研究助成募集要領

1 趣 旨

本財団は、数々の有用性をもつ香辛料の基礎的研究並びに関連分野に係わる研究の推進を図り、我が国香辛料産業の発展ひいては国民食生活の向上に寄与することを目的として、昭和58年7月に設立されました。

そこで、平成15年度においては、これらの研究を行っている大学等の研究機関に対し助成を行い、研究の促進を図るとともに、新しい食文化の創造に貢献したいと考えています。

2 助成の対象となる研究範囲

助成の対象となる研究の範囲は、香辛料の基礎的研究並びに関連分野に係わる研究とします。

3 助成の対象者

助成の対象者は、原則として、2に掲げる研究範囲の研究を行うグループ又は単独（個人）とします。

4 助成金交付要件

- (1) 助成金の交付により研究の促進が期待できるものであること。
- (2) 助成金を必要とする研究の計画と費用に合理性があること。
- (3) 財団に報告された研究の経過及びその結果については、公表出来るものとする。
- (4) 本財団所定の交付申請書（別紙1）に基づく申請であること。

この場合、申請書には、助成を希望する研究課題、研究組織、研究計画及び研究経費等必要事項が明示されていること。

5 助成額

助成額は、1件当たり130万円程度を基準とし、研究計画等を審査して、本財団が決定します。

- 6 申請書の提出期限
財団所定の申請書に必要事項を記入の上、平成15年5月末日までに財団理事長あて提出して下さい。
- 7 選考及び決定通知
本財団の選考手続きを経て採用された場合には、その結果と助成金額を理事長から文書で通知します。
- 8 助成金の交付
助成金は、交付決定通知後、研究の実施に支障のないよう、可能な限り速やかに交付します。
- 9 報告
助成金の収支を記載した「助成金収支報告書」並びに研究の経過及びその結果を記載した「研究報告書」を、別に定める期限までに、財団に提出していただきます。
なお、財団が主催する研究報告会等に参加していただく場合もあります。
- 10 申請書提出先
申請書は、下記へご送付下さい。

〒174-0054 東京都板橋区宮本町38-8
財団法人 山崎香辛料振興財団
理事長 川野重任

(注) 連絡先 財団法人 山崎香辛料振興財団
常務理事 佐藤米司
TEL 03-3969-7023
FAX 03-3969-7059